令和２年度第１０回五島市農業委員会総会会議議事録（公表用）

| | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 開会日時 | 令和２年１２月２５日　午後１時３０分 | | | | | | | |
| 閉会日時 | 令和２年１２月２５日　午後２時５０分 | | | | | | | |
| 場所 | 五島市役所新本館３階会議室 | | | | | | | |
| 農業委員出席委員（１５名） | １ | 南　忠明 | | | ３ | 山﨑　早苗 | ４ | 平田　光昭 |
| | ５ | 荒木　富男 | | | | | ８ | 山本　実雄 |
| | | | １０ | 古里　善秀 | １１ | 寺脇　八夫 | １２ | 長尾　五男 |
| | １３ | 上村　孝幸 | １４ | 角田　隆章 | １５ | 尾崎　初雄 | １６ | 本村　元 |
| | １７ | 寺坂　誠一 | １８ | 林　賢市 | １９ | 山田　勝久 | | |
| 欠席委員（４名） | ２ | 出口　幸博 | ６ | 今里　誠一 | ７ | 中村　耕二 | ９ | 小林　善孝 |
| | | | | | | | | |
| 推進委員出席委員（一名） | | | | | | | | |
| | | | | | | | | |
| | | | | | | | | |
| | | | | | | | | |
| 欠席委員（一名） | | | | | | | | |
| | | | | | | | | |
| | | | | | | | | |
| | | | | | | | | |
| 署名委員 | １０ | 古里　善秀 | １４ | 角田　隆章 | | | | |
| 事務局 | 事務局長：田脇栄二　次長兼農地係長：津渡俊和　主査：阿野舞子　事務職員：伊東瑞樹<br>会計年度任用職員：井川勝博 | | | | | | | |
| | 分室　富　江：伊賀紀子主幹　三井楽：大坪頼実主査　奈留：村木博信係長<br>岐　宿：月川美香主査　玉之浦：平田華子主事 | | | | | | | |

| | 議　　題 | 件　　名 | 結　　果 |
|---|---|---|---|
| 上程案件及び処理結果 | 議案第 60 号 | 農地法第 3 条の規定による許可申請について | 可　　決 |
| | 議案第 61 号 | 農地法第 5 条の規定による許可申請に係る意見について | 可　　決 |
| | 議案第 62 号 | 農用地利用集積計画の決定について | 可　　決 |
| | 議案第 63 号 | 農用地利用集積計画（農地中間管理事業）の決定について | 可　　決 |
| | 議案第 64 号 | 農用地利用配分計画（案）に対する意見について | 可　　決 |
| | 議案第 65 号 | 農地利用状況調査に係る非農地の判断について | 可　　決 |

＝午後 1 時 30 分　開会＝

□事務局長

それでは、令和 2 年度第 10 回五島市農業委員会総会の開催にあたりまして、総会出席者数等のご報告をさせていただきます。

本日は、2 番出口幸博委員、6 番今里誠一委員、7 番中村耕二委員、9 番小林善孝委員より欠席の旨通知があっており、総会の出席委員は、19 名中 15 名となります。

よって、五島市農業委員会総会会議規則第 9 条に規定しております、出席者数を満たしていることをご報告申し上げます。

それでは、これからの総会の進行を山田会長にお願い致します。

〇議長

皆さん、こんにちは。出席委員は定足数に達しました。これより、令和 2 年度第 10 回五島市農業委員会総会を開会いたします。

〇議長

それでは、議案第60号　農地法第3条の規定による許可申請について、を議題といたします。事務局の説明を求めます。

□事務局

1 ページをご覧ください。議案説明の前に農地法第 3 条の規定による許可申請に関する参照条文を要約してご説明いたします。

耕作目的で、農地を売買又は貸借する場合には、一定の要件を満たし、農業委員会の許可を受ける必要があります。

権利移動に係る許可要件ですが、第2項の全部効率利用要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域との調和要件などにより判断いたします。以上です。

〇議長
それでは、議案第60号の1番及び2番を審議いたします。事務局の説明を求めます。

□事務局
3ページをご覧ください。
議案第60号1番と2番につきましては、〇〇〇〇の新規就農に関連するため、同時に審議をお願いします。

議案第60号
1番　権利　　：使用貸借権
所在　　：〇〇町〇〇〇〇番1　田、外田1筆　合計2筆　1,278㎡
貸主　　：〇〇町〇〇〇〇番地1　〇〇〇〇　農業
借主　　：〇〇町〇〇〇〇番地1　〇〇〇〇　農業
関係　　：親子
貸付理由：当該地を貸付して新規就農を支援する。
借受理由：当該地を借り受けて農業経営を行う。

12月16日、〇〇地区協議会において、現地調査などを行っております。農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可すべきとの意見でありました。

続きまして、
2番　権利　　：使用貸借
所在　　：〇〇町〇〇〇〇番　　田、外田1筆　合計2筆　4,360㎡
貸主　　：〇〇町〇〇〇〇番地2　〇〇〇〇　無職
借主　　：〇〇町〇〇〇〇番地1　〇〇〇〇　農業
関係　　：祖母と孫
貸付理由：高齢により耕作できないので当該地を貸し付ける。
借受理由：当該地を借り受けて農業経営を行う。

12月16日、〇〇地区協議会において、本人ならびに本人の父と面接を行い、新規就農に伴う聞き取り調査、及び現地調査を行っております。農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可すべきとの意見でありました。以上です。

〇議長
議案第60号の1番及び2番について質疑を行います。質疑はございませんか。
－質疑応答：なし－

〇議長
では、採決いたします。議案第60号の1番及び2番を許可することにご賛成の方は挙手願います。
－賛成委員は挙手－

○議長
　出席委員の過半数に達しています。よって、議案第60号の1番及び2番は許可されました。

○議長
　次に、議案第60号の3番を審議いたします。事務局の説明を求めます。

□事務局
　議案第60号
　3番　権利　　：所有権移転　有償　売買価格は、○○○○円
　　所在　　：○○町○○○○番　　畑、外畑1筆　合計2筆　2,193㎡
　　譲渡人　：○○町○○○○番地　○○○○　建設業兼農業
　　譲受人　：○○町○○○○番地　○○○○　農業
　　譲渡理由：相手方の要望による。
　　譲受理由：当該農地を譲り受けて経営規模を拡大したい。

　12月16日、○○地区協議会において、現地調査などを行っております。農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可すべきとの意見でありました。以上です。

○議長
　議案第60号の3番について質疑を行います。質疑はございませんか。
　　－質疑応答：なし－

○議長
　では、採決いたします。議案第60号の3を許可することにご賛成の方は挙手願います。
　　－賛成委員は挙手－

○議長
　出席委員の過半数に達しています。よって、議案第60号の3番は許可されました。

○議長
　次に、議案第60号の4番を審議いたします。なお、議案第60号の4番については○番○○○○委員より農業委員会等に関する法律第31条の規定に該当するため、退席したい旨の申し出があっておりますので、これを許します。
　　－○番○○○○委員：退席－

○議長
　事務局の説明を求めます。

□事務局
　議案第60号
　4番　権利　　：所有権移転　無償　贈与
　　所在　　：○○町○○○○番　　田　3,104㎡
　　譲渡人　：○○町○○○○番地1　○○○○　農業
　　譲受人　：○○町○○○○番地15　○○○○　農業

譲渡理由：叔父が農業を始めるので贈与する。
譲受理由：定年を迎えたので農業経営を行う。

12 月 16 日、〇〇地区協議会において、現地調査などを行っております。農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないため、許可すべきとの意見でありました。以上です。

〇議長
議案第 60 号の 4 番について質疑を行います。質疑はございませんか。
－質疑応答：なし－

〇議長
では、採決いたします。議案第60号の4番を許可することにご賛成の方は挙手願います。
－賛成委員は挙手－

〇議長
出席委員の過半数に達しています。よって、議案第 60 号の 4 番は許可されました。〇番〇〇〇〇委員の除斥を解き、出席を求めます。
－〇番〇〇〇〇委員：出席－

〇議長
次に、議案第 60 号の 5 番を審議いたします。事務局の説明を求めます。

□事務局
4 ページをお開きください。
議案第 60 号
5 番　権利　　：所有権移転　有償　売買価格は〇〇〇〇円
所在　　：〇〇町〇〇〇〇番　畑、外田 2 筆、畑 5 筆　合計 8 筆　12,296 ㎡
譲渡人　：〇〇町〇〇〇〇番地 1　〇〇〇〇　無職
譲受人　：〇〇町〇〇〇〇番地　　〇〇〇〇　農業兼介護施設経営
譲渡理由：高齢のため耕作できないので譲受人へ譲り渡す。
譲受理由：譲渡人より譲り受けて農業経営の規模拡大を図る。

12 月 16 日、〇〇地区協議会及び〇〇地区協議会において、現地調査などを行っております。協議の結果については、各地区協議会会長に報告をお願いしたいと思います。以上です。

〇議長
それでは、議案第 60 号 5 番に対する各地区協議会会長の報告を求めます。質疑はそれぞれ、地区協議会会長報告のあとに行います。始めに、〇〇地区協議会会長の報告を求めます。

□〇〇地区協議会会長（〇〇〇〇）
〇〇地区協議会の予備審査結果をご報告いたします。
ただいま議題となりました、議案第 60 号 5 番について、当協議会は、去る 12 月 16 日に現地調査を行いましたので、その結果をご報告いたします。

議案第60号5番
所在　　：〇〇町〇〇〇〇番外7筆
申請者　：譲渡人　〇〇〇〇
　　：譲受人　〇〇〇〇
申請内容：所有権移転

本議案のうち、〇〇地区協議会で審議しましたのは、五島市〇〇町〇〇〇〇番外6筆であります。審議中に問題となりましたのが、二点ありました。
一点目が、譲受人及びその世帯員等（以下「譲受人等」という。）が所有している農地に耕作管理されていないものがあること。
二点目が、譲受人等が介護施設を経営していることに加え、現有農地の耕作状況から判断し、譲受人等が自ら常時農作業に従事すると認められないこと。
これら二点の内容を農地法及び同法施行令等に該当するかどうか審議を行った結果、農地法で許可できない条件を定めている同法第3条第2項第1号及び同項第4号に該当するため、本案は不許可とすることが適当であるとする意見に決しました。
以上で〇〇地区協議会の報告を終わります。

〇議長
〇〇地区協議会会長の報告に対し質疑を行います。質疑はございませんか。
－質疑応答：なし－

〇議長
続きまして、〇〇地区協議会会長の報告を求めます。

□〇〇地区協議会会長（〇〇〇〇）
〇〇地区協議会の予備審査結果をご報告いたします。
ただいま議題となりました、議案第60号5番について、当協議会は、去る12月16日に現地調査を行いましたので、その結果をご報告いたします。

議案第60号5番
所在　　：〇〇町〇〇〇〇番外7筆
申請者　：譲渡人　〇〇〇〇
　　：譲受人　〇〇〇〇
申請内容：所有権移転

本議案のうち、〇〇地区協議会で審議しましたのは、五島市〇〇町〇〇〇〇番2の1筆であります。審議中に問題となりましたのが、三点ありました。
一点目として、譲受人及びその世帯員等（以下「譲受人等」という。）が現有している農地及び今回申請された土地が地理的に離れており、営農効率が著しく悪いこと。
二点目として、譲受人等が所有する農業用機械、及び農作業に従事する者の数等からみて、新たに農地を取得した場合において、譲受人等が所有する広域的かつ広大な農地のすべてを耕作することが困難であること。
三点目として、譲受人等が所有している農地に耕作管理されていないものがあること。
これら三点の内容を農地法及び同法施行令等に該当するかどうか審議を行った結果、農

地法で許可できない条件を定めている同法第3条第2項第1号に該当するため、本案は不許可とすることが適当であるとする意見に決しました。
以上で〇〇地区協議会の報告を終わります。

〇議長
〇〇地区協議会会長の報告に対し質疑を行います。質疑はございませんか。

〇〇〇委員
人物的に介護施設を経営し、農業を専従にやれる人ではないと思います。〇〇〇〇にも施設を持っているんでしょうけど、それなりの農作業をできるとは考えておりません。ですから、今回は不許可でいいと思います。

〇議長
他に意見はありませんか。現在、〇〇〇〇さんについては〇〇〇〇と〇〇〇〇に農地を持っています。〇〇〇〇は初めてだと思います。

〇〇〇委員
〇〇〇〇は初めてではないです。〇〇〇〇に持っています。だいたい、〇〇〇〇には大きな事業所があります。私は別に構わないと思います。

〇〇〇委員
〇〇〇〇でも3年前に買って、この前、売却したんですよ。そのまま3年間ほったらかし、なんでこのような買い方をするのか理解に苦しむ。ちょっと問題ありと私は思います。

〇〇〇委員
〇〇〇〇においても、一部を太陽光発電の用地にして、他の土地は本人以外が耕作管理をしています。そういう状況です。

〇議長
ほかにありませんかね。3 条許可には「本人自らが農作業をする」という条件がありますので、どうするのかは委員の皆さんで検討してもらいたい。3 条不許可は合併後、初めての事案となります。

〇〇〇委員
議長。しばらく休憩を求めます。

〇議長
では休憩いたします。それで意見を述べさせていただきます。

―休憩―

〇議長
では、再開いたします。
では、採決いたします。議案第60号5番に対する〇〇地区協議会、及び〇〇地区協議会

会長の報告は、不許可が適当であるとのことでした。議案第 60 号 5 番を不許可とすることにご賛成の方は挙手願います。

－賛成委員は挙手－

○議長

出席委員の過半数に達しています。よって、議案第 60 号の 5 番は不許可とすることに決定いたします。

なお、不許可の理由は、地区協議会で協議された内容に基づき、農地法第 3 条第 2 項第 1 号の「農地のすべてを効率的に利用して耕作の事業を行う」と認められない。また、同項第 4 号の「権利を取得するもの又はその世帯員等が耕作に必要な農作業に常時従事する」と認められない。としたいが、これにご異議ございませんか。

－「異議なし」という発言あり－

○議長

ご異議なしと認めます。

○議長

次に、議案第 61 号　農地法第 5 条の規定による許可申請に係る意見について、を審議いたします。事務局の説明を求めます。

□事務局

議案説明の前に農地法第 5 条の規定による許可申請に関する参照条文を要約して説明します。5 から 6 ページをご覧ください。

農地の転用は農地以外にするため、又は、採草放牧地以外のものにするために権利を設定し又は移転する場合には、都道府県知事の許可を受けなければならない。

許可基準は、立地基準と一般基準のこの 2 つの基準を満たす場合に限り許可することができる。

立地基準は、農用地区域内の農地と甲種農地及び第 1 種農地については、原則として転用を許可することはできないが、農業用施設等に供する場合は許可することができる。

市街地化が見込まれる区域内にある第 2 種農地については、申請に係る農地に代えて周辺の土地を供することにより、当該申請に係る事業の目的を達成することができると認められる場合以外は許可できるとなっております。

また、市街地化の傾向が著しい区域内にある第 3 種農地は原則として許可できる。

一般基準は、申請目的実現の確実性、周辺農地の営農条件への支障、一時転用、土地改良事業受益地からの除外である場合の取扱い、農用地区域からの除外について、です。

○議長

それでは、議案第 61 号の 1 番を審議いたします。なお、議案第 61 号の 1 番については○番○○○○委員より農業委員会等に関する法律第 31 条の規定に該当するため、退席したい旨の申し出があっておりますので、これを許します。

－○番○○○○委員：退席－

○議長

事務局の説明を求めます。

□事務局
それでは、7ページの議案第61号の1番をご説明いたします。
権　利　：売買による所有権移転で土地取得費は、〇〇〇〇円です。
所　在　：〇〇町〇〇〇〇番15　畑　　310㎡
　　〇〇町〇〇〇〇番17　畑　　136㎡　持分2分の1
　　合計　446㎡　第3種農地
譲渡人　：〇〇町〇〇〇〇番地　　〇〇〇〇
譲受人　：〇〇町〇〇〇〇番地1　〇〇〇〇
転用目的：住宅用地及び道路用地
申請事由：現在、借家住まいのため申請地を譲受け自宅を新築し通路を取得したい。

申請地は、〇〇〇〇から西に約100mに位置し、農業振興地域内の農用地区域外で都市計画区域内にあり住宅の用が連たんする第3種農地であります。次に配置図についてご説明いたします。
申請地は、現状のまま使用し、隣接土地とは、コンクリートブロックにより土砂等の流失の恐れはないと思われます。近隣は宅地化されており、農地とは十分な距離を設け、建物を平屋建てとすることにより、日照・通風・耕作等に被害の恐れは無いと思われます。雨水排水は敷地内で自然流下とし、汚水・生活雑排水は合併浄化槽で処理し、道路側溝に放流する計画となっております。以上です。

〇議長
次に、議案第61号1番に対する〇〇地区協議会会長の報告を求めます。

□〇〇地区協議会会長（〇〇〇〇）
〇〇地区協議会の予備審議結果をご報告いたします。
ただいま議題となりました、議案第61号の1番について、当協議会は去る12月16日、現地調査を行いましたので、その結果をご報告いたします。

議案第61号の1番
所　在　：〇〇町〇〇〇〇番15　外1筆
申請者　：〇〇〇〇
転用目的：住宅用地

本案の申請地は、住宅の用が連たんする市街地化の傾向が著しい区域内にある第3種農地であります。周辺の農地等に影響は無く、住宅用地としての転用許可申請はやむを得ないと認められる。よって農地法第5条の農地転用許可基準により許可相当とすべきものと決しました。
以上で〇〇地区協議会の報告を終わります。

〇議長
〇〇地区協議会会長の報告に対し質疑を行います。質疑はございませんか。
ー質疑応答：なしー

〇議長
質疑を終わり、採決を行います。議案第61号の1番に対する〇〇地区協議会会長

の報告は、許可相当であります。報告のとおり、許可相当とすることにご異議ございませんか。

－「異議なし」という発言あり－

〇議長

ご異議なしと認めます。よって、議案第 61 号の 1 番は許可相当と決しました。〇番〇〇〇〇委員の除斥を解き、出席を求めます。

－〇番〇〇〇〇委員：出席－

〇議長

次に、議案第 61 号 2 番から 4 番を審議いたします。事務局の説明を求めます。

□事務局

それでは、8 ページをご覧ください。議案第 61 号の 2 番をご説明いたします。

権　利　：期間の定めなしの使用貸借権の設定です。
所　在　：〇〇町〇〇〇〇番イ　畑　3305 ㎡　第 2 種農地
貸　人　：〇〇〇〇丁目〇番〇号　〇〇〇〇
借　人　：〇〇〇〇丁目〇番〇号　株式会社 〇〇〇〇　代表取締役　〇〇〇〇
転用目的：資材置場用地
申請事由：工事受注の増加に伴い、既存の資材置場に隣接する当該申請地を借り受けて資材置場に利用したい。

申請地は、平成 11 年に農地転用の許可を得ず資材置場に転用し、その後、〇〇〇が所有する不動産を見直す過程で本件農地の利用が違反転用にあたることが判明した次第です。本案は、非農地化の原因が人為的なものであり、かつ、20 年以上引き続き非農地である土地であります。原状回復は困難で、また、当該違反案件が周辺農地の営農に支障を与えることはなく「簡易手続き相当の違反案件の基準」に該当するため、追認許可相当と判断されます。

申請地は、〇〇〇〇から北へ約 910m に位置し、農業振興地域内の農用地区域外で都市計画区域外にあります。次に配置図についてご説明いたします。

申請地は、現状のまま利用し、転用が完了して今日まで土砂等の流失や崩壊は無く、近隣農地とは、山林原野で分断され、十分な距離を設けることにより、日照・通風・耕作等に被害の恐れは無いと思われます。雨水排水は、敷地内で自然流する計画です。また、12 月 16 日に全地区協議会を開催しております。

次に 9 ページをご覧ください。議案第 61 号の 3 番をご説明いたします。

権　利　：売買による所有権移転で土地取得費は、〇〇〇〇円です。
所　在　：〇〇町〇〇〇〇番 5　畑　500 ㎡　第 2 種農地
譲渡人　：長崎市〇〇町〇〇〇〇番 1 号　〇〇〇〇　〇〇〇〇
譲受人　：〇〇町〇〇〇〇番地 6　　株式会社 〇〇〇〇　代表取締役　〇〇〇〇
転用目的：駐車場用地
申請事由：既存の駐車場が狭いので、申請地を譲受け社用及び従業員の駐車場として利用したい。

申請地は、〇〇〇〇に隣接し、農業振興地域内の農用地区域外で都市計画区域内にあります。次に配置図についてご説明いたします。
申請地は、現状のまま使用し、隣接土地とは、擁壁が設置されており土砂等の流失の恐れはないと思われます。駐車台数13台の露天駐車場として利用しますので日照・通風・耕作等に被害の恐れは無いと思われます。また、事業併用地として隣接する宅地の同町〇〇番1の一部71㎡を使用します。 雨水排水は敷地内で自然流下する計画となっております。本案は、おおむね10ヘクタール未満の規模の区域内にある農地で、市街地化が見込まれる区域内にある第2種農地であり、代替すべき土地を確保する事は困難であります。

最後に、10ページをご覧ください。議案第61号の4番をご説明いたします。
権　利　：30年間の使用貸借権の設定です。
所　在　：〇〇町〇〇〇〇番10　畑　　17㎡
〇〇町〇〇〇〇番10　畑　329㎡
〇〇町〇〇〇〇番11　畑　　30㎡
合計 376㎡　第2種農地
貸　人　：〇〇町〇〇〇〇番地2　〇〇〇〇
借　人　：〇〇町〇〇〇〇番地　　〇〇〇〇
転用目的：住宅用地及び道路用地
申請事由：現在、借家住まいのため義父より申請地を無償で借受け自宅を新築したい。

申請地は、〇〇〇〇から西に約490mに位置し、農業振興地域内の農用地区域外で都市計画区域内にあります。次に配置図についてご説明いたします。
申請地は現状のまま利用し、土地の境界に擁壁を設置することにより、土砂等の流失の恐れはないと思われます。近隣農地とは、十分な距離を設け、建物の高さを加減することにより、日照・通風・耕作等に被害の恐れは無いと思われます。雨水排水は敷地内で自然流下とし、汚水・生活雑排水は合併浄化槽で処理し、道路側溝に放流する計画となっております。本案は、おおむね10ヘクタール未満の規模の区域内にある農地で、市街地化が見込まれる区域内にある第2種農地であり、代替すべき土地を確保する事は困難であります。以上です。

〇議長
続きまして、議案第61号2番から4番に対する地区協議会会長の報告を求めます。質疑はそれぞれ、地区協議会会長報告のあとに行います。それでは、議案第61号の2番に対する〇〇地区協議会会長の報告を求めます。

□〇〇地区協議会会長（〇〇〇〇）
〇〇地区協議会の予備審議結果をご報告いたします。
ただいま議題となりました、議案第61号の2番について、当協議会は去る12月16日、現地調査を行いましたので、その結果をご報告いたします。

議案第61号の2番
所　在　：〇〇町〇〇〇〇番イ
申請者　：株式会社 〇〇〇〇　代表取締役　〇〇〇〇
転用目的：資材置場用地

本案の申請地は、中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地にある第 2 種農地であります。周辺の農地等に影響は無く、資材置場用地としての転用許可申請はやむを得ないと認められ、農地法第 5 条の農地転用許可基準により本案は、許可相当とすべきものと決しました。

以上で〇〇地区協議会の報告を終わります。

〇議長

〇〇地区協議会会長の報告に対し質疑を行います。質疑はございませんか。

－質疑応答：なし－

〇議長

続きまして､議案第 61 号の 3 番及び 4 番に対する〇〇地区協議会会長の報告を求めます。

□〇〇地区協議会会長（〇〇〇〇）

〇〇地区協議会の予備審議結果をご報告いたします。

ただいま議題となりました、議案第 61 号の 3 番及び 4 番について、当協議会は去る 12 月 16 日、現地調査を行いましたので、その結果をご報告いたします。

議案第 61 号の 3 番
所　在　：〇〇町〇〇〇〇番 5
申請者　：株式会社 〇〇〇〇　代表取締役　〇〇〇〇
転用目的：駐車場用地

議案第 61 号の 4 番
所　在　：〇〇町〇〇〇〇番 10　外 2 筆
申請者　：〇〇〇〇
転用目的：住宅用地・道路用地

議案第 61 号の 3 番及び 4 番の申請地は、おおむね 10 ヘクタール未満の区域内にある農地で市街地化が見込まれる区域内にある第 2 種農地であります。周辺の農地等に影響は無く、駐車場用地及び住宅用地並びに道路用地としての転用許可申請はやむを得ないと認められ、農地法第 5 条の農地転用許可基準により 3 番及び 4 番は、許可相当とすべきものと決しました。

以上で〇〇地区協議会の報告を終わります。

〇議長

〇〇地区協議会会長の報告に対し質疑を行います。質疑はございませんか。

－質疑応答：なし－

〇議長

質疑を終わり、採決は一括して行います。議案第 61 号の 2 番から 4 番に対する地区協議会会長報告は、許可相当であります。地区協議会会長報告のとおり、許可相当とすることにご異議ございませんか。

－「異議なし」という発言あり－

○議長
　ご異議なしと認めます。よって、議案第61号の2番から4番は許可相当と決しました。

○議長
　次に、議案第 62 号　農用地利用集積計画の決定について、を議題といたします。事務局の説明を求めます。

□事務局
　議案説明の前に利用権の設定等を受ける者の要件等について要約してご説明いたします。11、12ページをご覧ください。
　農業経営基盤強化促進法における利用権設定等促進事業とは、農地を効率的に利用するため、地域の認定農業者や担い手に対し、農地の貸付け等を行う事業であり、設定等を受ける者は、農用地のすべてを効率的に耕作すること、農作業に常時従事すること等の要件を満たす必要がございます。なお、利用権の設定等を受ける者が、利用権の設定等を受けた後、耕作に必要な農作業に常時従事すると認められない者である場合であっても、その者が『農用地のすべてを効率的に耕作すること』、また『地域の農業者との適切な役割分担の下に農業経営を行うことが見込まれること』、更にその者が法人である場合には『業務執行役員のうち1人以上の者が耕作の事業に常時従事すること』との要件を満たせば、解除条件付きの貸借ではありますが、農地を利用する権利を取得することができるようになっております。以上です。

○議長
　それでは、議案第62号を審議いたします。なお、議案第62号の1番1については○番○○○○委員より農業委員会等に関する法律第 31 条の規定に該当するため、退席したい旨の申し出があっておりますので、これを許します。
　　－○番○○○○委員：退席－

○議長
　事務局の説明を求めます。

□事務局
　それでは、議案についてご説明いたします。13ページをご覧ください。
　1番　　申請地　：畑1筆　4,521㎡
　　貸付人　：○○○○
　　借受人　：○○○○
　　更新で、契約内容は、賃貸借権となっております。

　以上につきましては、農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想第 4 の 1 の(1)の①の各要件を満たしていると考えます。以上です。

○議長
　議案第62号の1番1について質疑を行います。質疑はございませんか。
　　－質疑応答：なし－

○議長

質疑を終わり、採決いたします。議案第62号の1番1を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

－「異議なし」という発言あり－

○議長

ご異議なしと認めます。よって、議案第62号の1番1は原案のとおり可決されました。○番○○○○委員の除斥を解き、出席を求めます。

－○番○○○○委員：出席－

○議長

続きまして、議案第62号の2番1から18番1までを審議します。事務局の説明を求めます。

□事務局

議案説明の前に修正をお願いいたします。19ページをご覧ください。1番下になりますが、まず「8番3」を「9番1」に書き換えをお願いします。借受人が「○○町○○○○番地9」となっておりますが、「○○町○○○○番地52」に訂正をお願いします。氏名が「○○○○」となっておりますが、「○○○○」に変更をお願いします。ただいまの19ページからそれ以降は、番号が1つずつずれますので、その後の番号の修正もお願いします。最後の所有権移転が「18番1」になります。

それでは、議案についてご説明いたします。13ページをご覧ください。枝番が続いている場合は、借受人が同一な為、省略してご説明いたします。

2番1　申請地　：畑1筆　1,696㎡
　　貸付人　：○○○○　外1名
　　こちらは共有持ち分の全員の同意によるものです
　　借受人　：株式会社 ○○○○　代表取締役　○○○○
2番2　申請地　：畑2筆　2,333㎡
　　貸付人　：○○○○
2番3　申請地　：畑1筆　1,276㎡
　　貸付人　：○○○○
2番4　申請地　：畑3筆　3,813㎡
　　貸付人　：○○○○
2番5　申請地　：畑1筆　　823㎡
　　貸付人　：○○○○
2番6　申請地　：畑4筆　8,197㎡
　　貸付人　：○○○○
2番7　申請地　：畑2筆　6,402㎡
　　貸付人　：○○○○
2番8　申請地　：畑2筆　1,802㎡
　　貸付人　：○○○○
　　以上、2番1～2番8につきましては、2番1、2番8が新規、その他が更新で、契約内容は、すべて賃貸借権となっております。
3番　　申請地　：畑8筆　15,710㎡

貸付人　：〇〇〇〇
借受人　：〇〇〇〇
更新で、契約内容は、使用貸借権となっております。
4番　申請地　：畑2筆　7,552㎡
貸付人　：〇〇〇〇
借受人　：〇〇〇〇
新規で、契約内容は、使用貸借権となっております。
5番1　申請地　：畑1筆　1,987㎡
貸付人　：〇〇〇〇
借受人　：〇〇〇〇
5番2　申請地　：畑5筆　13,776㎡
貸付人　：〇〇〇〇
5番3　申請地　：畑1筆　3,576㎡
貸付人　：〇〇〇〇
5番4　申請地　：畑2筆　5,092㎡
貸付人　：〇〇〇〇
5番5　申請地　：畑3筆　3,249㎡
貸付人　：〇〇〇〇
5番6　申請地　：畑1筆　5,791㎡
貸付人　：〇〇〇〇
5番7　申請地　：樹園地3筆　13,609㎡
貸付人　：〇〇〇〇
以上、5番1～5番7につきましては、すべて新規で、契約内容は、すべて賃貸借権となっております。
6番1　申請地　：畑1筆　8,297㎡
貸付人　：〇〇〇〇
借受人　：〇〇〇〇
6番2　申請地　：田1筆、畑1筆　5,281㎡
貸付人　：〇〇〇〇
6番3　申請地　：田1筆、畑6筆　16,608㎡
貸付人　：〇〇〇〇　外2名
こちらは共有持ち分の全員の同意によるものです
以上、6番1～6番3につきましては、6番2が更新、その他が新規で、契約内容は、すべて使用貸借権となっております。
7番1　申請地　：畑4筆　13,181㎡
貸付人　：〇〇〇〇　外2名
こちらは共有持ち分の過半の同意によるものです
借受人　：〇〇〇〇
7番2　申請地　：畑2筆　8,911㎡
貸付人　：〇〇〇〇　外2名
こちらは共有持ち分の過半の同意によるものです
以上、7番1、7番2につきましては、すべて新規で、契約内容は、すべて賃貸借権となっております。
8番1　申請地　：田3筆　6,920㎡
貸付人　：〇〇〇〇　外2名

こちらは共有持ち分の過半の同意によるものです
借受人　：〇〇〇〇
8番2　申請地　：田1筆　3,721㎡
貸付人　：〇〇〇〇
以上、8番1、8番2につきましては、すべて新規で、契約内容は、すべて賃貸借権となっております。
9番　申請地　：田1筆　4,673㎡
貸付人　：〇〇〇〇
借受人　：〇〇〇〇
新規で、契約内容は、賃貸借権となっております。
10番　申請地　：畑4筆　17,983㎡
貸付人　：〇〇〇〇
借受人　：〇〇〇〇
更新で、契約内容は、使用貸借権となっております。
11番　申請地　：田1筆　3,021㎡
貸付人　：〇〇〇〇
借受人　：〇〇〇〇
更新で、契約内容は、賃貸借権となっております。
12番1　申請地　：田1筆、畑1筆　5,139㎡
貸付人　：〇〇〇〇
借受人　：〇〇〇〇
12番2　申請地　：畑1筆　1,543㎡
貸付人　：〇〇〇〇
12番3　申請地　：田1筆　2,867㎡
貸付人　：〇〇〇〇　外3名
こちらは共有持ち分の過半の同意によるものです
以上、12番1～12番3につきましては、12番2が更新、その他が新規で、契約内容は、すべて賃貸借権となっております。
13番　申請地　：田1筆　625㎡
貸付人　：〇〇〇〇
借受人　：〇〇〇〇
新規で、契約内容は、使用貸借権となっております。
14番　申請地　：田1筆　3,437㎡
貸付人　：〇〇〇〇
借受人　：〇〇〇〇
更新で、契約内容は、賃貸借権となっております。
15番　申請地　：田3筆　6,549㎡
貸付人　：〇〇〇〇
借受人　：〇〇〇〇
新規で、契約内容は、賃貸借権となっております。
16番　申請地　：田1筆　2,708㎡
貸付人　：〇〇〇〇
借受人　：〇〇〇〇
更新で、契約内容は、使用貸借権となっております。
17番1　申請地　：田1筆　1,093㎡

貸付人　：〇〇〇〇
借受人　：〇〇〇〇
17番2　申請地　：田2筆　7,661㎡
貸付人　：〇〇〇〇
17番3　申請地　：田2筆　1,945㎡
貸付人　：〇〇〇〇
以上、17番1～17番3につきましては、すべて新規で、契約内容は、すべて賃貸借権となっております。

続きまして、所有権移転を説明します。
18番　申請地　：田1筆　2,820㎡
譲渡人　：〇〇〇〇
譲受人　：〇〇〇〇
契約内容は売買で、対価は〇〇〇〇円となっております。

以上、2番1～18番につきましては、農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想第4の1の(1)の①の各要件を満たしていると考えます。以上です。

〇議長
質疑を行います。質疑はございませんか。
－質疑応答：なし－

〇議長
質疑を終わり、採決いたします。議案第62号　利用権設定の2番1から17番3、及び所有権移転の18番1は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。
－「異議なし」という発言あり－

〇議長
ご異議なしと認めます。よって、議案第62号　利用権設定の2番1外36件、所有権移転の18番1は、すべて原案のとおり可決されました。

〇議長
次に、議案第63号　農用地利用集積計画（農地中間管理事業）の決定について、を議題といたします。事務局の説明を求めます。

□事務局
参照条文につきましては、議案第62号で説明したとおりでございますので省略いたします。24ページをご覧ください。

1番1　申請地　：樹園地2筆　3,824㎡
貸付人　：〇〇〇〇
借受人　：公益財団法人 長崎県農業振興公社　〇〇〇〇　〇〇〇〇
1番2　申請地　：畑1筆　1,808㎡
貸付人　：〇〇〇〇
1番3　申請地　：畑1筆　1,063㎡

貸付人　：〇〇〇〇
1番4　申請地　：畑1筆　3,656㎡
貸付人　：〇〇〇〇
1番5　申請地　：畑4筆　2,666㎡
貸付人　：〇〇〇〇
1番6　申請地　：畑1筆　1,939㎡
貸付人　：〇〇〇〇
1番7　申請地　：畑1筆　1,983㎡
貸付人　：〇〇〇〇
1番8　申請地　：樹園地2筆　2,521㎡
貸付人　：〇〇〇〇
1番9　申請地　：樹園地2筆　2,085㎡
貸付人　：〇〇〇〇
1番10　申請地　：樹園地1筆　2,601㎡
貸付人　：〇〇〇〇
1番11　申請地　：樹園地1筆　2,730㎡
貸付人　：〇〇〇〇
1番12　申請地　：樹園地1筆　2,915㎡
貸付人　：〇〇〇〇
1番13　申請地　：畑1筆　1,388㎡
貸付人　：〇〇〇〇
1番14　申請地　：畑1筆　1,983㎡
貸付人　：〇〇〇〇
1番15　申請地　：田2筆　1,407㎡
貸付人　：〇〇〇〇
以上、1番1～1番15の契約内容は、1番5、1番6が使用貸借権、その他が賃貸借権となっております。

1番各号につきましては農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想第4の1の(1)の①の各要件を満たしていると考えます。以上です。

〇議長
質疑を行います。質疑はございませんか。
－質疑応答：なし－

〇議長
質疑を終わり、採決いたします。議案第63号、利用権設定の1番1から1番15は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。
－「異議なし」という発言あり－

〇議長
ご異議なしと認めます。よって、議案第63号の利用権設定1番1外14件については、すべて原案のとおり可決されました。

〇議長

次に、議案第 64 号　農地利用配分計画（案）に対する意見について、を議題といたします。事務局の説明を求めます。

□事務局

それでは、農用地利用配分計画について要約してご説明いたします。28 ページをご覧ください。

農地中間管理事業の推進に関する法律において、農地中間管理機構は、農地中間管理権を有する農用地等について、利用権の設定又は移転を行おうとするときは、農用地利用計画を定め、都道府県知事の認可を受けなければならないとなっております。

また、農地中間管理機構は、市町村に対し計画案を作成し、機構への提出を求めることができるとなっております。

さらに、市町村は計画案の作成にあたり農業委員会の意見を聴くものとするとなっております。

今回議案としておりますのは、先程可決いただきました議案第 63 号 1 番各号の利用権設定に係る配分計画であります。

議案についてご説明いたします。29 ページをご覧ください。

1 番 1　申請地　：樹園地 2 筆　3,824 ㎡
　　借受人　：〇〇〇〇　組合長　〇〇〇〇
1 番 2　申請地　：畑 1 筆　　3,656 ㎡
1 番 3　申請地　：樹園地 2 筆　2,521 ㎡
1 番 4　申請地　：樹園地 2 筆　2,085 ㎡
1 番 5　申請地　：樹園地 1 筆　2,601 ㎡
1 番 6　申請地　：樹園地 1 筆　2,730 ㎡
1 番 7　申請地　：樹園地 1 筆　2,915 ㎡
　　以上、1 番 1～1 番 7 の契約内容は、すべて賃貸借権となっております。
2 番 1　申請地　：畑 1 筆　　1,808 ㎡
　　借受人　：〇〇〇〇有限会社　代表取締役　〇〇〇〇
2 番 2　申請地　：畑 1 筆　　1,063 ㎡
2 番 3　申請地　：畑 4 筆　　2,666 ㎡
2 番 4　申請地　：畑 1 筆　　1,939 ㎡
　　以上、2 番 1～2 番 4 の契約内容は、2 番 1、2 番 2 が賃貸借権、その他が使用貸借権となっております。
3 番 1　申請地　：畑 1 筆　　1,983 ㎡
　　借受人　：株式会社 〇〇〇〇　代表取締役　〇〇〇〇
3 番 2　申請地　：畑 1 筆　　1,388 ㎡
3 番 3　申請地　：畑 1 筆　　1,983 ㎡
　　以上、3 番 1～3 番 3 の契約内容は、すべて賃貸借権となっております。
4 番　申請地　：田 2 筆　　1,407 ㎡
　　借受人　：〇〇〇〇
　　契約内容は、賃貸借権となっております。

以上、1 番 1～4 番の配分計画案につきましては、適当であると考えます。以上です。

〇議長

それでは、質疑を行います。質疑はございませんか。

－質疑応答：なし－

○議長

では、採決いたします。議案第64号の1番1から4番1については、適当であるとの意見であります。原案のとおり、適当であるとの意見とすることにご異議ございませんか。

－「異議なし」という発言あり－

○議長

ご異議なしと認めます。よって、議案第64号の1番1外14件は、適当であるとの意見に決しました。

○議長

次に、議案第 65 号　農地利用状況調査に係る非農地の判断について、を議題といたします。事務局の説明を求めます。

□事務局

議案第 65 号　農地利用状況調査に係る非農地の判断についてご説明いたします。35 ページをご覧ください。

農業委員会は、毎年1回農地法第30条に基づく農地利用状況調査を実施し、遊休農地の所有者等に対し、農地法第32条に定める意向調査を実施することとなっております。手続きの流れとしましては、利用状況調査の結果をもとに、その土地が『農地法の運用について　第 4 (3)』に示される農地に該当するか否かの判断基準に基づき、五島市では地区協議会において判断を行なっております。その後、農業委員会総会での議決を経て所有者等及び関係機関への通知を行うこととなります。36、37 ページをご覧ください。

今月行われました各地区協議会において対象地の現況確認と農地・非農地の判断を行っていただいた結果を掲載しております。

今回、非農地と判断されたものは、畑10筆、樹園地1筆で、面積は14,166㎡となっております。4月からの累計は、田18筆、畑68筆、樹園地3筆で合計面積は72,728㎡となっております。以上です。

○議長

質疑を行います。質疑はございませんか。

－質疑応答：なし－

○議長

質疑を終わり、採決いたします。議案第 65 号　農地利用状況調査に係る非農地の判断に

ついては、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

－「異議なし」という発言あり－

○議長

ご異議なしと認めます。よって、議案第 65 号　農地利用状況調査に係る非農地の判断については、原案のとおり可決されました。

〇議長

議題は以上で終了いたしました。次に報告・協議事項に入ります。

始めに、ながさき農業委員会１・１・１運動の各対策班の報告を行います。

□事務局　会議等報告・予定他について

1. ながさき農業委員会１・１・１運動の各対策班報告について
2. 会議等報告・予定について
3. 農地所有適格者法人要件確認について
4. 農地転用許可不要案件届出書について
5. その他

〇議長

以上で本日の議事は全て終了いたしました。これをもちまして、令和２年度第10回五島市農業委員会総会を閉会いたします。どうも、お疲れ様でした。

＝午後　２時　50分　閉会＝